

第5回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成28年5月30日（月）午後1時00分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員（10名）

1番	阿部 稔	9番	佐々木 康二
2番	野村 敏博	10番	溝渕 康裕
3番	富永 学	11番	住田 哲也
6番	舟山 仁志	12番	朴谷 和夫
7番	森 正美	13番	氏家 知身
5. 欠席委員（3名）

4番	伊林 久信	5番	坂口 啓郎
8番	田中 弘一		
6. 議事日程

議案第18号	農地法第3条の規定に基づく許可の取消について
議案第19号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議案第20号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
議案第21号	土地の現況証明書の交付について
	その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	松田 武（欠席）
事務局次長	新村 幸恵
事務局係長	佐藤 公紀
8. 会議の概要

事務局次長： 全員揃いましたので、ご起立願います。礼

議長： それでは只今より、平成28年第5回農業委員会総会を開会します。それぞれお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。だいたい9割方田植えの方も終わっているのかなと思いますけども、阿部代理に関しては、今回全国大会に行ってもらったのですけども、飛行機の関係で一日多く東京にいたということで大変お疲れ様でした。

議長： 本日の会議録署名委員は、議席10番、溝渕委員、議席11番、住田委員にお願いいたします。また、本日、4番、伊林委員、5番、坂口委員、8番、田中委員より欠席の連絡がありました。ただいまの出席委員は10名でありまして定足数でございます。また、本日公務により局長が出張しておりますので、次長から本日の議事日程について説明をしてください。

事務局次長： はい、1ページをお開き願います。本日の議題については、議案第18号農地法第3条の規定に基づく許可の取消について、1件、議案第19号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、3件、議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、4件、新規3件、継続1件、議案第21号、土地の現況証明書の交付について、1件、その他。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは、議題に入らせていただきます。2ページをお開き下さい。議案第18号、農地法第3条の規定に基づく許可の取消について審議致します。事務局より1番について説明して下さい。

事務局次長： はい、議案第18号、農地法第3条の規定に基づく許可の取消について、次の通り、農地の権利の移転について許可の取消申請があったので審議を求める。平成28年5月30日提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、所有権移転抹消、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、譲受人、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇外16筆、計17筆、地目、〇〇〇〇番〇外12筆田、外4筆畑、面積合計〇〇〇,〇〇〇㎡、水張〇,〇〇〇.〇a、作付〇〇〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、贈与税の申告を失念したためです。昨年10月に農地法第3条により贈与の許可を受けて相続時精算課税制度の特例を選択しましたが、今年の確定申告時期に税務署への申告を失念していることが判明し、このままでは贈与税の一括納付をすることになるので、昨年10月の農地法第3条による贈与の許可指令を取り消し、この後審議されます議案第19号で、再び農地法第3条許可申請により贈与をするものであります。以上です。

議長： 只今、事務局より農地法第3条の許可の取消の1番について説明がありました。税務署での確定申告漏れが判明したため、昨年10月の許可指令を取消した後に再度、3条許可を受けるとの事であります。この許可取消に皆様からご意見とご質問ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決を致します。議案第 18 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可の取消について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第 18 号、農地法第 3 条の許可の取消については、原案のとおり決定致します。

議長： 続きまして、6 ページの議案第 19 号農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について審議を致します。事務局より所有権移転の 1 番について審議致しますが、当麻町農業委員会会議規則第 8 条の議事参与の制限により〇〇委員は退席願います。

【〇〇委員退席】

議長： 事務局より説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。平成 28 年 5 月 30 日提出、当麻町農業委員会会長名、所有権移転、番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇番 〇、地目、田、面積〇, 〇〇〇㎡、水張〇〇. 〇a、経営面積、〇〇〇, 〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇, 〇〇〇㎡、申請理由、売買、本申請箇所について、7 ページをご覧ください。〇〇〇番〇と〇〇〇番、〇〇〇番に隣接しておりました用悪水路を、地籍上に以前から存在しておりました土地改良区所有の地番〇〇〇番〇へ付け替え工事をした事に伴い、双方で協議をした所、売買の合意が成立したためであります。なお、地籍面積より水張面積が上回っておりますが、以前の水張から〇〇〇番〇も含めて〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番で耕地整理をした差の水張面積が〇〇. 〇a だった為であります。6 ページにお戻りください。〇〇氏は、農業経営主として 28 年が経過をしております。売買の権利取得後においても、農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係性を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。

議長： 只今、所有権移転の 1 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決致します。所有権移転の 1 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第 19 号 農地法第 3 条の規定に基づく所有権移転の許可申請 1 番については、原案のとおり決定を致しました。〇〇委員に入室してもらうよう、お願いします。

【〇〇委員着席】

議長： 続きまして、2 番について、事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、番号 2、贈与者、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、受贈者、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇外 16 筆、計 17 筆、地目、〇〇〇〇番〇外 12 筆田、外 4 筆畑。面積合計〇〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇,〇〇〇.〇a、作付、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、贈与、本申請箇所は、先ほど審議されました農地法第 3 条許可による取消後に再度、後継者である〇〇氏へ所有権を移転する事を合意したため、贈与により農地を取得する事になりました。譲受人の〇〇氏へは再び確定申告漏れが無いように助言致します。後継者の〇〇氏は、農業後継者として就農して 7 年が経過しております。今後についても、農業経営を継承する事から、権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係性を見ても問題はなく許可要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長： 只今、贈与の 2 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決致します。贈与の 2 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。贈与の許可申請 2 番については、原案のとおり決定を致しました。

議長： 続きまして、3 番について事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、番号 3、売主、〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積〇〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇.〇a、経営面積〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、売買、願出のありました土地は、売主が相続した農地を耕作出来ない事から買主に申し入れをして合意が成立したためであります。〇〇 〇〇氏は、農業経営者として 45 年が経過をしてしております。売買の権利取得後においても、農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係性を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。なお、別添の農地法第 3 条調査書の 1 枚目から 3 枚目を後ほどご覧ください。以上です。

議長： 只今、売買の 3 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決致します。売買の 3 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第 19 号 農地法第 3 条の規定に基づく売買の許可申請 3 番については、原案のとおり決定を致しました。

議長： 続きまして、12 ページの議案第 20 号、農業経営基盤強化促進法に基づく

計画について審議致します。利用権設定の1番から2番まで事務局から説明願います。

事務局次長： はい、議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第5回）の決定について審議を求める。平成28年5月30日、提出、当麻町農業委員会会長名、利用権設定の新規、番号1、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、畑、面積、〇,〇〇〇m²、作付、〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇m²、耕作不便のため、期間3年、番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外9筆、計10筆、地目、全て田、面積合計、〇,〇〇〇.〇〇m²、水張、〇〇.〇a、経営面積、〇〇,〇〇〇.〇〇m²、うち借入面積、〇〇,〇〇〇.〇〇m²、申請理由は農業廃止のため、期間3年、以上です。

議長： 只今の利用権設定の1番と2番について、何か質問はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決致します。利用権設定の1番と2番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の1番と2番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、利用権の設定3番について審議致します。事務局より説明をお願いします。

事務局次長： はい、番号3、貸主、〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番外9筆、計10筆、地目、全て畑、面積合計〇〇,〇〇〇m²、作付、〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇m²、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇m²、相手方の要望のため、期間、5年、以上です。

議長： 只今の利用権設定の3番について、何か質問はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決致します。利用権設定の3番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

事務局次長： 賛成全員であります。利用権設定の3番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、13ページの利用権の設定4番について審議致します。事務局より説明をお願いします。

事務局次長： 番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇番〇の内、地目、田、面積〇,〇〇〇m²、水張、〇〇.〇a、以下継続につき省略致します。以上です。

議長： 只今の利用権設定の4番について、何か質問はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決致します。利用権設定の4番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の4番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、17ページの議案第21号、土地の現況証明書交付について、事務局より1番について説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第21号 土地の現況証明書交付について 次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成28年5月30日提出、当麻町農業委員会会長名。番号1、地番〇〇〇〇番〇外1筆計2筆、登記地目2筆とも田、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇㎡、申請人氏名、〇〇〇、〇〇〇〇、所有者氏名、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、5月23日、朴谷委員と野村委員が行いました。願い出のありました土地は、18ページに記載の箇所ございまして、〇〇〇〇番〇は、長年、〇〇〇〇番〇の宅地への門道路として使用しておりました。また、現在は解体されておりますが〇〇〇〇番〇には、住宅が建っておりました。長年に渡り宅地及び門道路として利用していたため、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての1番について、事務局より説明が有りました。1番について、ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第21号、土地の現況証明書交付の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。1番については原案のとおり決定いたしました。

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課は欠席です。

議長： 農業センター

農業センター： 3点ほどご連絡いたします。平成27年産のならし交付金及び積立金の返納につきまして、農政事務所の方から連絡がありましたのでご報告いたします。対象の方につきましてはそれぞれ通知書の方でご案内となりますけれども、ならし交付金につきましては7,740万円ほど、また積立金の返納につきましては980万円ほど、併せて8,700万円ほどの入金になる予

定でございます。交付金の決定部分の入金につきましては5月31日付、交付金の返納の関係につきましては6月3日の入金予定ということで連絡がございました。対象の方にはそれぞれ通知が行くようになっております。次に水稻の余り苗の関係でございますが、先週苗の依頼が来ていた方が2件ほどありました。情報をいただいた余り苗を2件に対しまして1,100本ほどの提供がございました。次に牧草の現地確認の件ですが、6月3日と6日で対象の方にご案内をしております、現地確認をする予定でございます。以上です。

議長： 土地改良区

土地改良区： 特にございます。

議長： 農協

農協： 1点ご報告ですが、毎年町、農協、農業委員会でやっている新規就農者を祝う会の関係ですが、今年の調査が現在の所、新規就農者が9件、うち後継者8件、新規入植者が1件、新婚対象者が1件という形になっております。以上です。

議長： 普及センター

普及センター： 特にございません。

議長： 共済組合

農協： 特にございません。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局次長： 2点ございます。まず1点目は、6月1日から9月末日まで、クールビズ実施期間となりますので6月から9月までの農業委員会総会は、ノーネクタイでご出席いただきたいと思っております。2点目は、お手元に配布してあります6月2日開催の「町民田植え祭」の協力依頼が来ておりますので、ご参加いただける農業委員さんはつなぎ又は作業着で10時15分までにまとまる駐車場前にお集まり下さい。以上です。

議長： 町民田植え祭ということですが、できるだけ皆さんに協力をしていただいて、子どもたちが一生懸命田植えをするのでそのお手伝いをしていただきたいということなので、よろしく願いいたします。

議長： それでは、今回の平成28年6月の農業委員会総会の日程であります、6月23日木曜日に開催します。時間につきましては、午後1時30分にバスで出発し、農地転用現地確認を行いまして、午後3時から総会を開催したいと思います。

議長： これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

局長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 13時28分